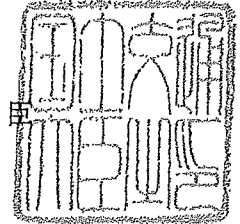


国土交通大臣



指 導 書

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、平成24年3月の中央建設業審議会提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」を受け、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入促進に向けた取組を進めているところです。

当省より厚生労働省に対して保険の加入状況について照会した結果、貴社は、保険加入義務があるにも関わらず、健康保険、厚生年金保険に加入していないことが認められました。

今後、貴社においては、速やかに当該保険加入手続きを行うよう、建設業法（昭和24年法律第100号）第41条第1項の規定に基づき指導します。

当該指導にも関わらず、保険未加入の状況が継続される場合には、保険担当部局へ通報することとなり、通報後も保険加入が認められない場合には、行政処分を行うことがあり得る旨申し添えます。

なお、この指導書は、平成27年7月から8月にかけて実施した上記照会の結果に基づくものであり、既に保険に加入済みである場合や雇用保険法第6条に基づき適用除外である場合等、本状と行き違いがあった際には、なにとぞご容赦願います。

問い合わせ先：

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局

建設業課許可係

TEL：03-5253-8111

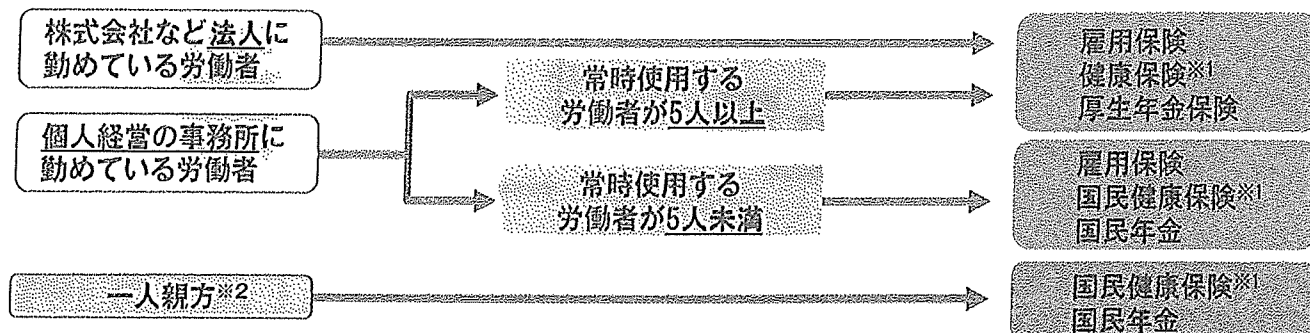
FAX：03-5253-1553

社会保険に加入していますか？

あなたの会社や、その労働者の
社会保険加入は、法令上の義務です。



どのような保険に加入しなければならないの？



※1:適法に国民健康保険組合(建設国保や全国土木建築国保等)に加入している場合は、健康保険(協会けんぽ)に入り直す必要はありません。

※2:形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険に加入させてください。

社会保険未加入に対する取り組み・お問合せ窓口(電話相談)

社会保険未加入に対する取り組み

国土交通省「建設業の社会保険未加入対策」ポータルサイトはこちら

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

(お問い合わせ先)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

TEL:03-5253-8111(24828)

社会保険未加入に対するお問合せ窓口

●年金、健康保険のお問い合わせは年金事務所(日本年金機構)へ

(ねんきんダイヤル)TEL:0570-05-1165(ナビダイヤル)

(ホームページ)<http://www.nenkin.go.jp/>

●雇用保険に関するお問い合わせはハローワークへ

(ホームページ)<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

●社会保険未加入対策推進協議会窓口

一般財団法人建設業振興基金

TEL:03-5473-4585

(受付時間)9:00~12:00 13:00~17:00(土日・祝日を除く)

必要な社会保険(法定福利費)を元請に求めましょう。

元請との見積・契約時に

それぞれの建設会社は、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用によって、社会保険料(法定福利費)を内訳明示し、元請にその確保を求めていきましょう。



●国から元請に対し、下請見積書の法定福利費の尊重が求められています。

◆元請からの見積依頼書の様式や見積条件が決まっている場合でも、きちんと法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、契約時に法定福利費の確保を求めましょう。

●法定福利費を含まない契約は、建設業法違反になるおそれがあります。

◆元請企業が、下請見積の法定福利費を尊重せず、一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

(国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」;平成24年7月)

◆公共工事では、法定福利費の会社負担分と本人負担分の両方が予定価格に算入されるようになりました。

自社の労働者と下請企業に対する法定福利費を確保しましょう。

下請企業に対しては

●見積依頼時には、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等によって、法定福利費を内訳明示するよう求めましょう。

●下請企業との契約時には、下請見積書で内訳明示された法定福利費の額を尊重しましょう。

自社の労働者に対しては

●法定福利費(本人負担分)を含む適切な水準の賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させましょう。

